

平 26 . 4 . 24
法 D 4 - 2

参 考 資 料

〔地方法人課税の改革、外形標準課税〕

平成 26 年 4 月 24 日 (木)

総 務 省

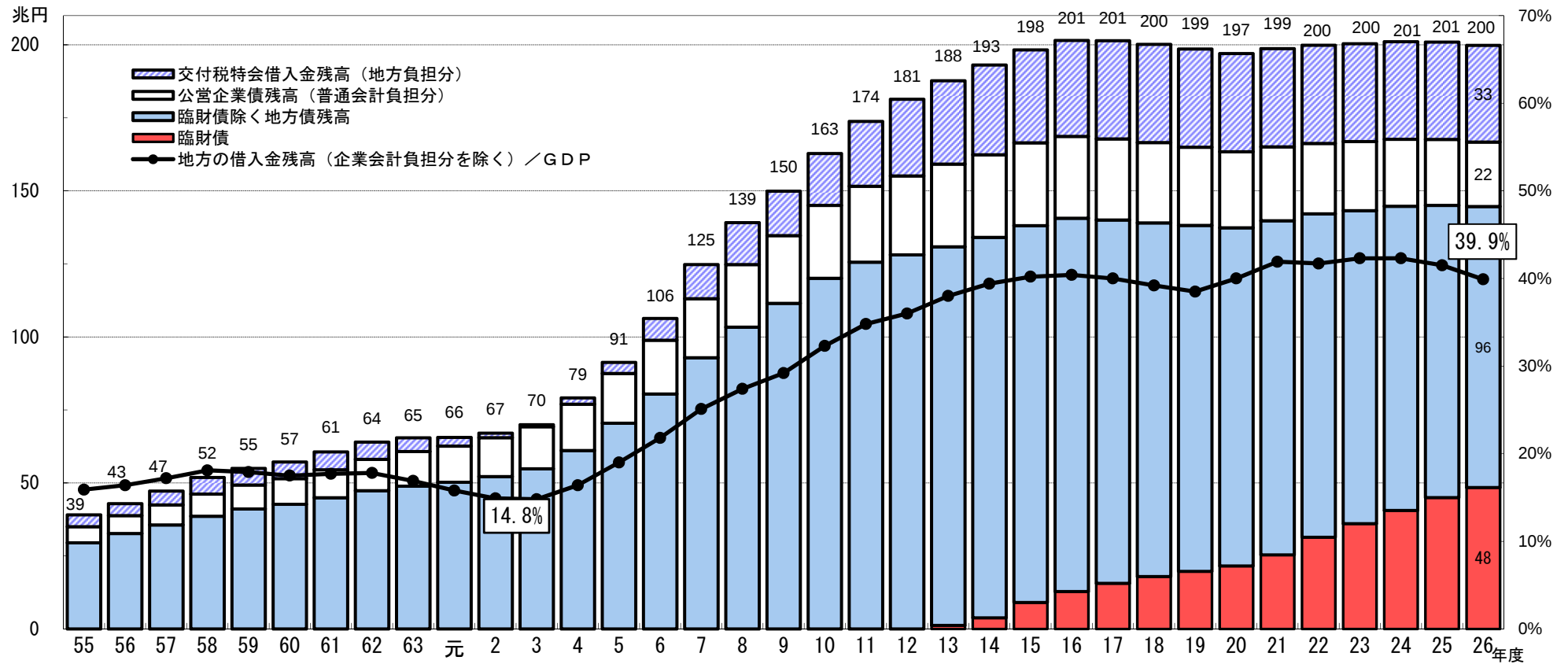
目 次

・地方財政の借入金残高の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・国税・地方税の税収内訳(平成26年度予算・地方財政計画額)・・・・・・・・	2
・地方税収(地方財政計画ベース)の推移・・・・・・・・	3
・法人関係税収(国・地方)の推移・・・・・・・・	4
・地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移・・・・・・・・	5
・法人所得課税の実効税率の推移・・・・・・・・	6
・法人所得課税の実効税率の国際比較・・・・・・・・	7
・一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較(2011年)・・・・・・・・	8
・国・地方の一般政府支出(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較・・・・・・	9
・地方団体が果たす役割・・・・・・・・	10
・地方法人特別税・譲与税創設の考え方・・・・・・・・	11
・法人事業税・地方法人特別税・・・・・・・・	12
・法人住民税の一部交付税原資化・・・・・・・・	13
・法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移・・・・・・・・	14
・法人事業税(外形対象法人)における人口一人当たりの調定額の指数(平成24年度)・・・・	15

・付加価値額の各生産要素に対する中立性	16
・雇用安定控除について	17
・雇用安定控除の適用状況について	18
・法人事業税資本割の概要	19
・政府税制調査会法人課税小委員会報告(抄)(平成8年11月)	20
・個人住民税収の推移	21
・個人住民税の税率の推移(イメージ図)	22
・個人住民税の課税ベースのイメージ	23
・税制抜本改革法(略)	24
・固定資産税収の動向	25
・固定資産税に関する地方団体からの要望等	26
・資産税制の国際比較(償却資産関係)	27
・地方公務員数の状況	28
・市町村合併の効果	29
・地方公務員給与の状況	30

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、26年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成24年度は決算ベース、平成25年度は実績見込み、平成26年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成24年度は実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。

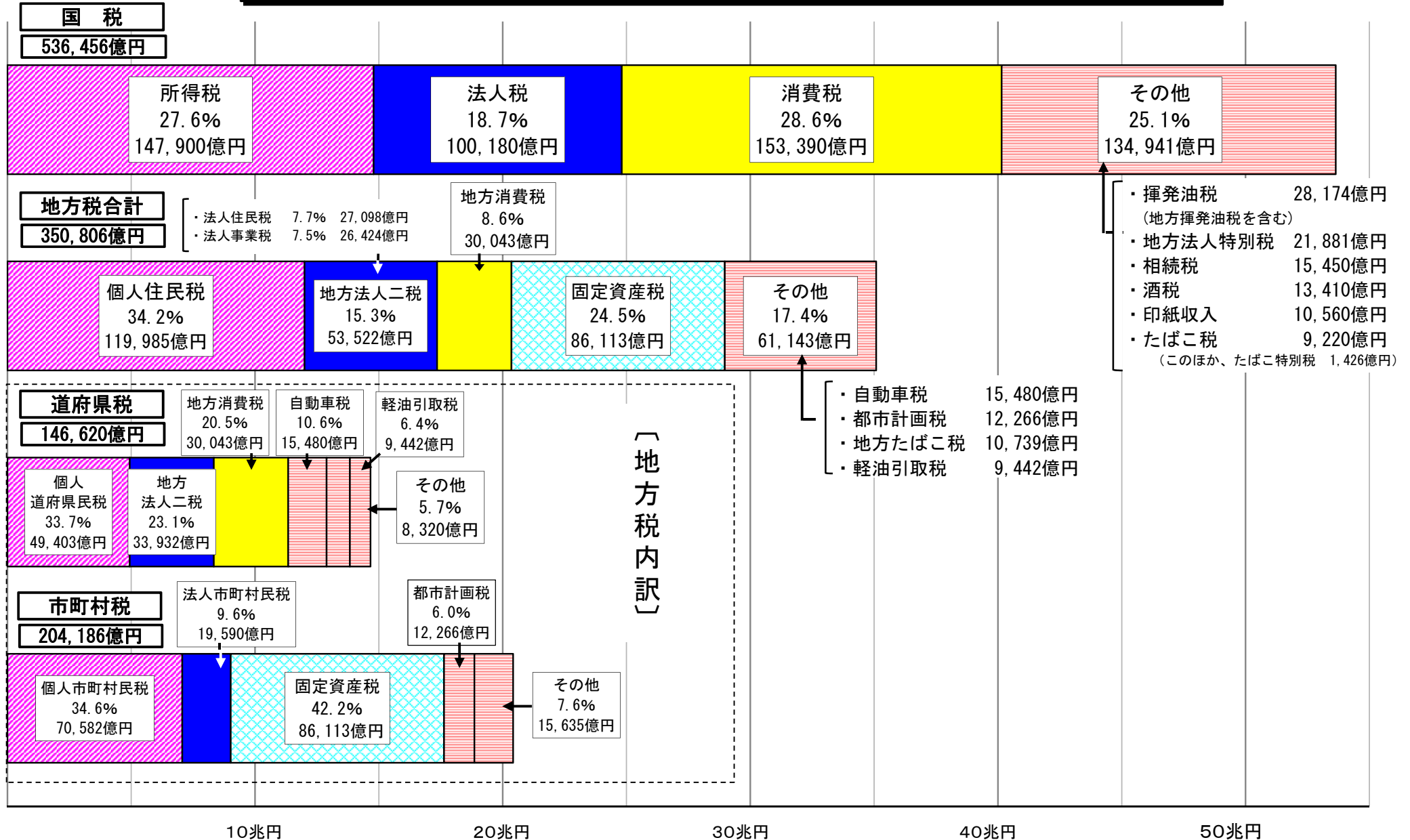
※3 表示未満は四捨五入をしている。

（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

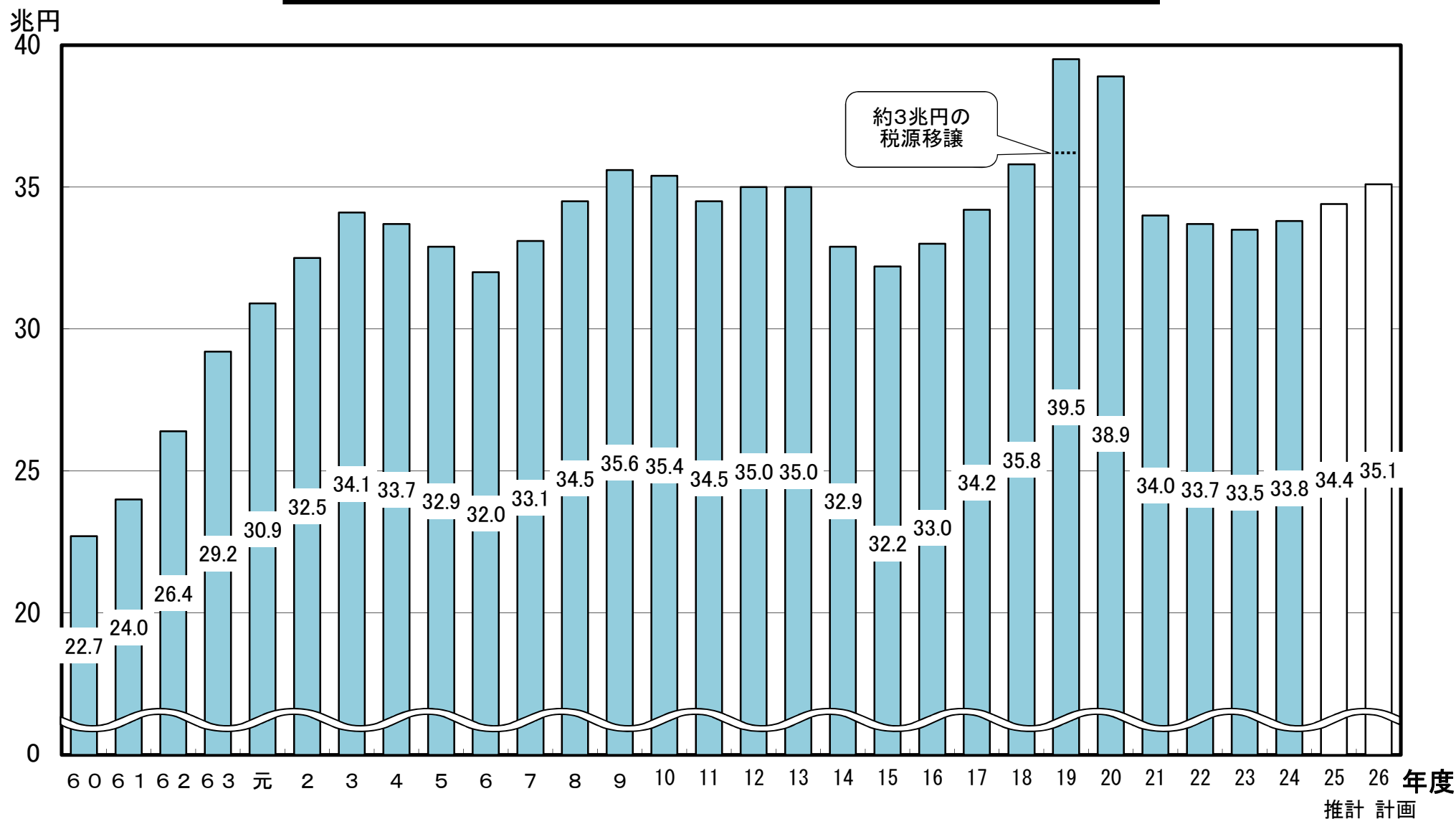
年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
公営企業 債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25

国税・地方税の税収内訳（平成26年度予算・地方財政計画額）



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

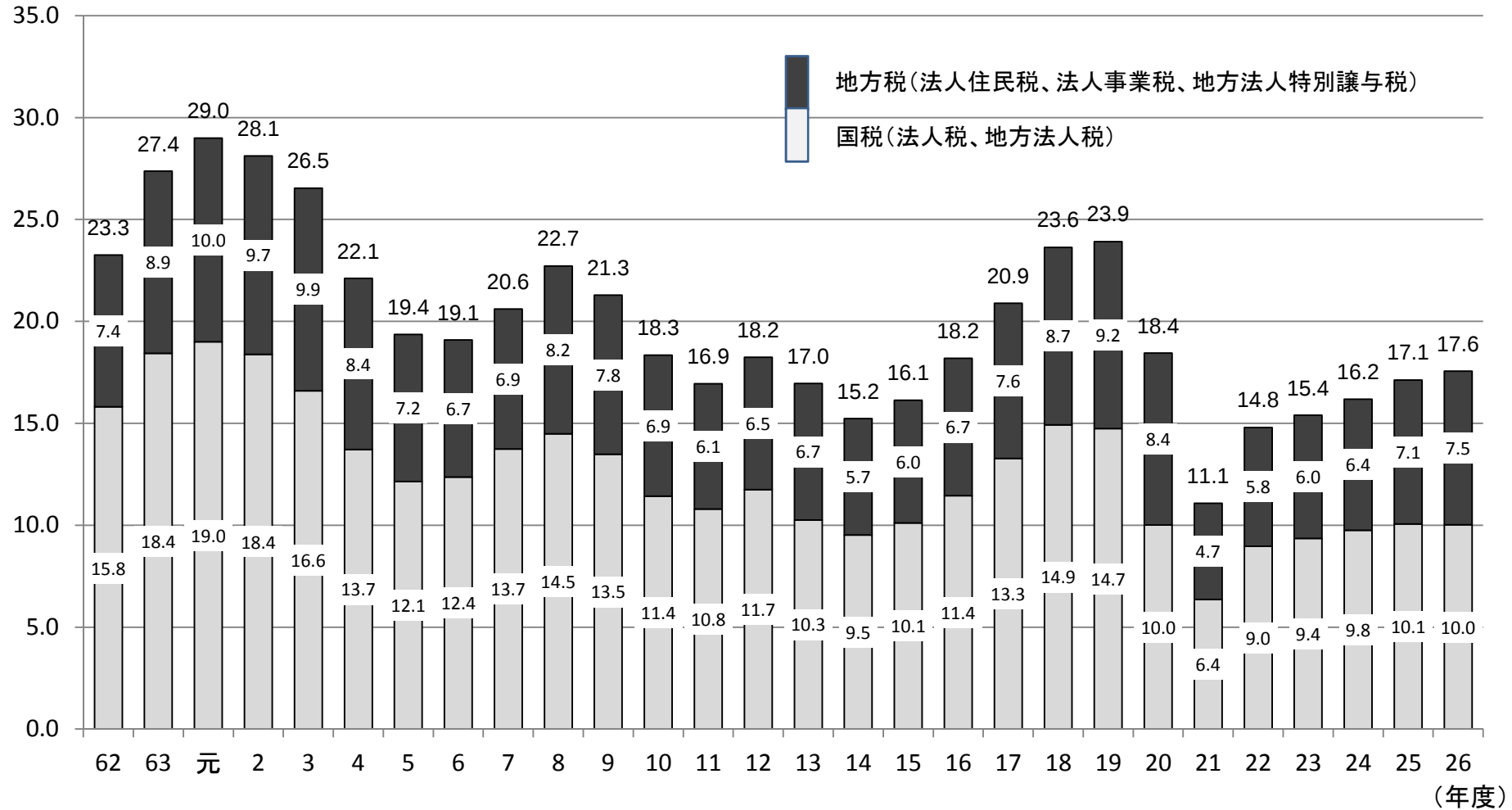
地方税収(地方財政計画ベース)の推移



- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成24年度までは決算額、25年度は推計額(H25.12時点)、26年度は地方財政計画額である。
 3 このほか、平成21年度以降、地方法人特別譲与税が国から都道府県に対して譲与されている。
 (㉑ 0.6兆円、㉒ 1.4兆円、㉓ 1.5兆円、㉔ 1.7兆円、㉕ 2.0兆円、㉖ 2.2兆円)

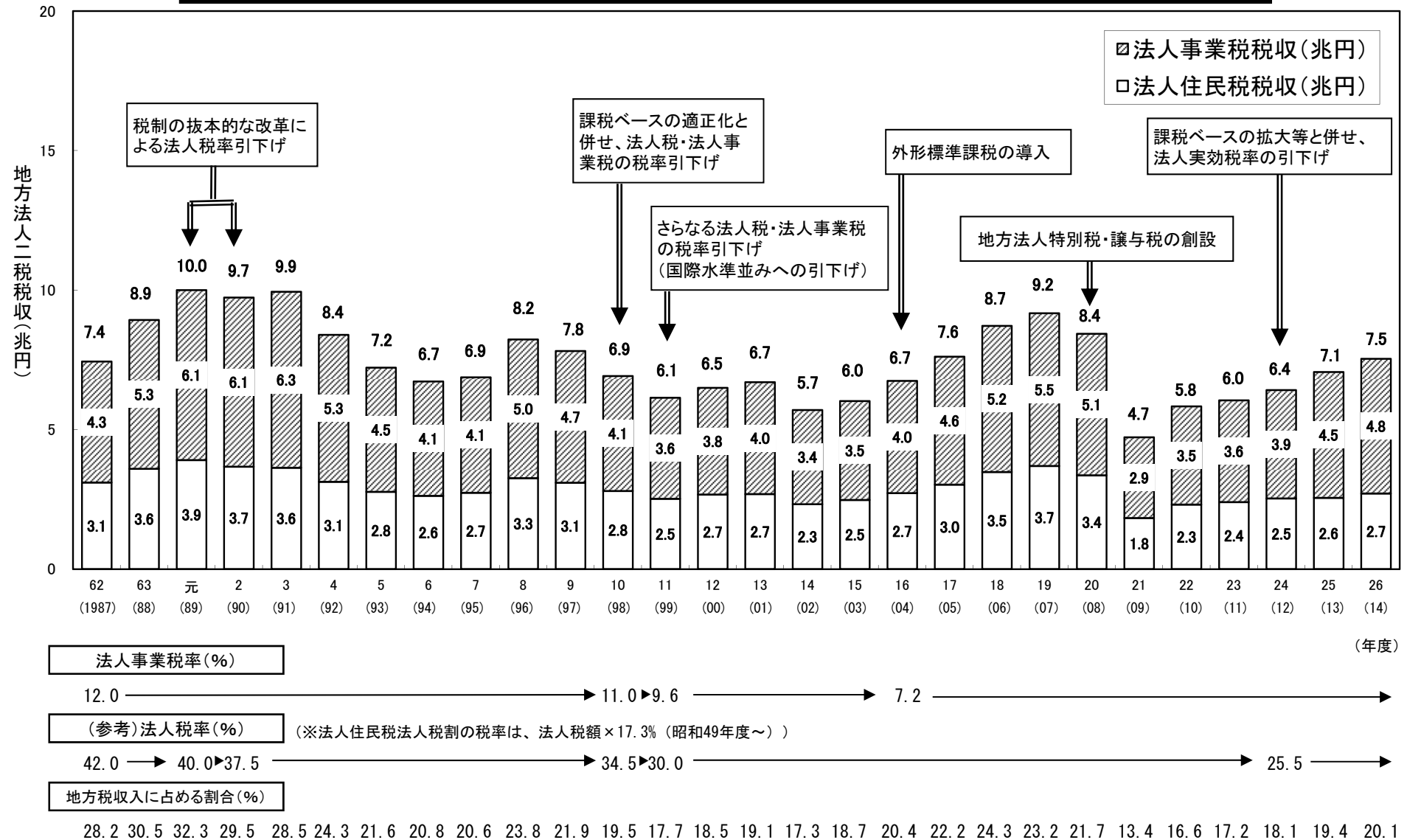
法人関係税収(国・地方)の推移

(兆円)



※ 税収は、平成25、26年度は予算(25年度は補正予算)・地方財政計画額であり、その他は決算額(超過課税を含まない。)である。

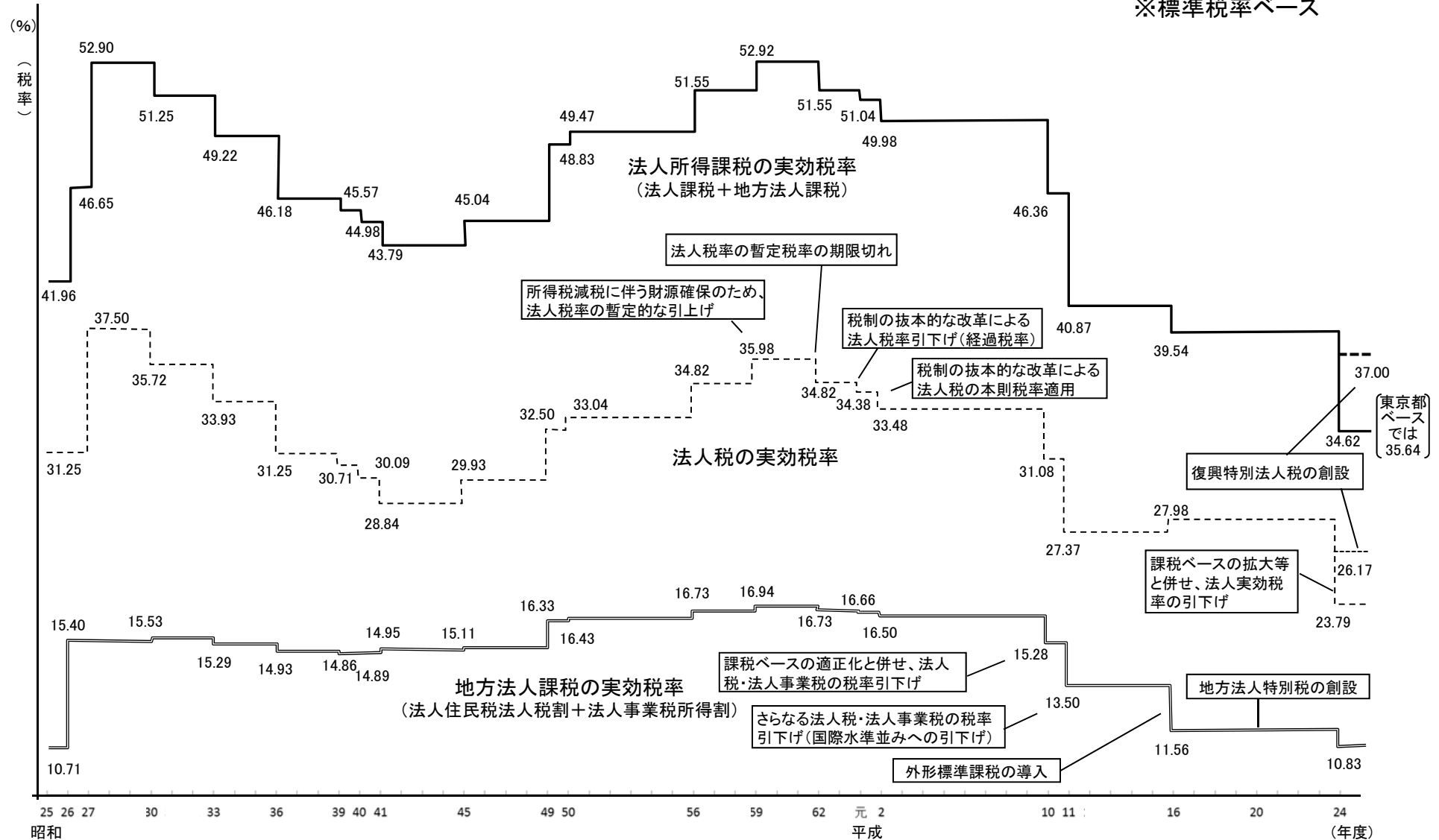
地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



- （注） 1 24年度までは決算額、25年度は推計額（H25.12時点）であり、いずれも超過課税等を含まない。また26年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない。
 4 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。

法人所得課税の実効税率の推移

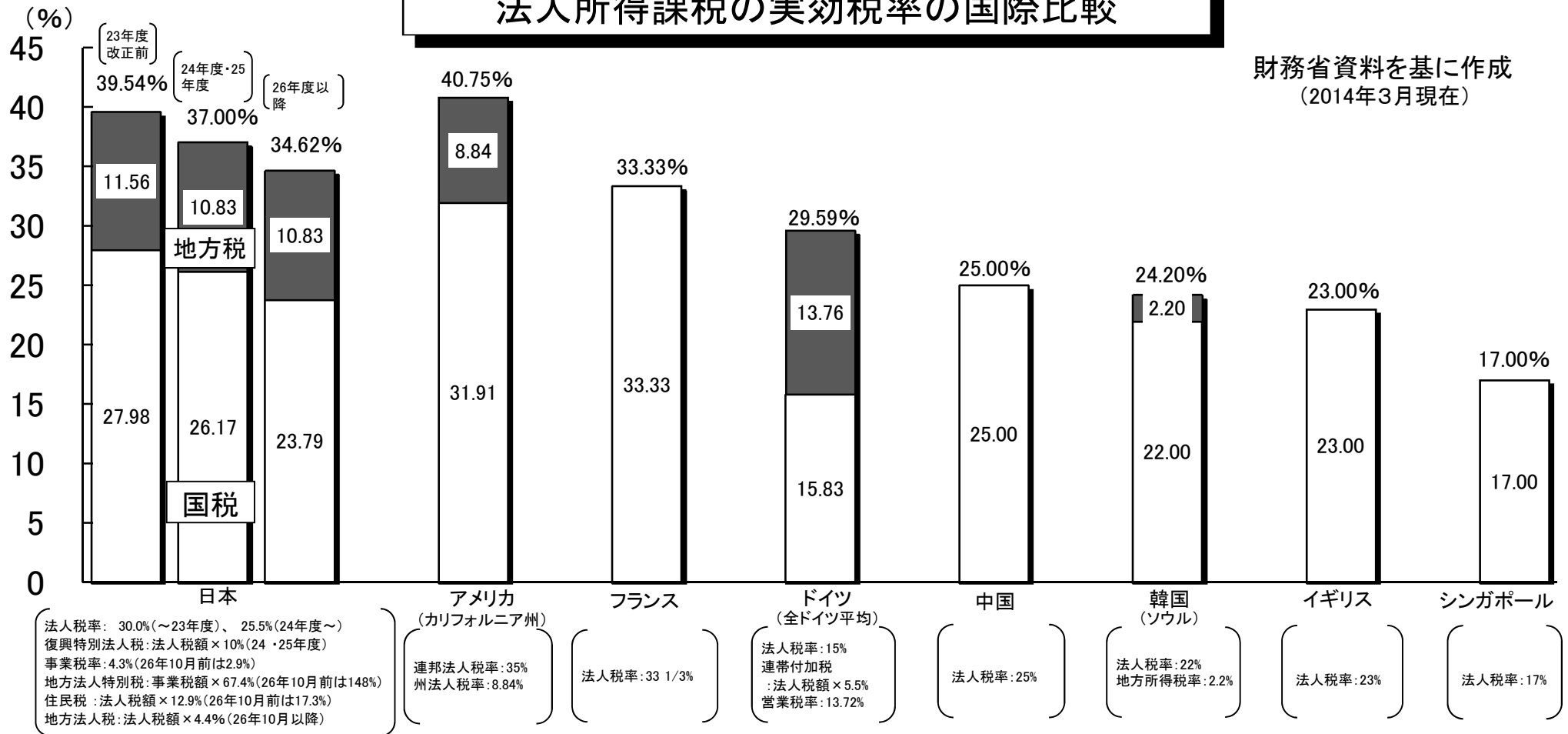
※標準税率ベース



- (注) 1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。
 なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
 2 平成元年までの実効税率は、配当軽減制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。
 4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
 5 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したものである。

法人所得課税の実効税率の国際比較

財務省資料を基に作成
(2014年3月現在)

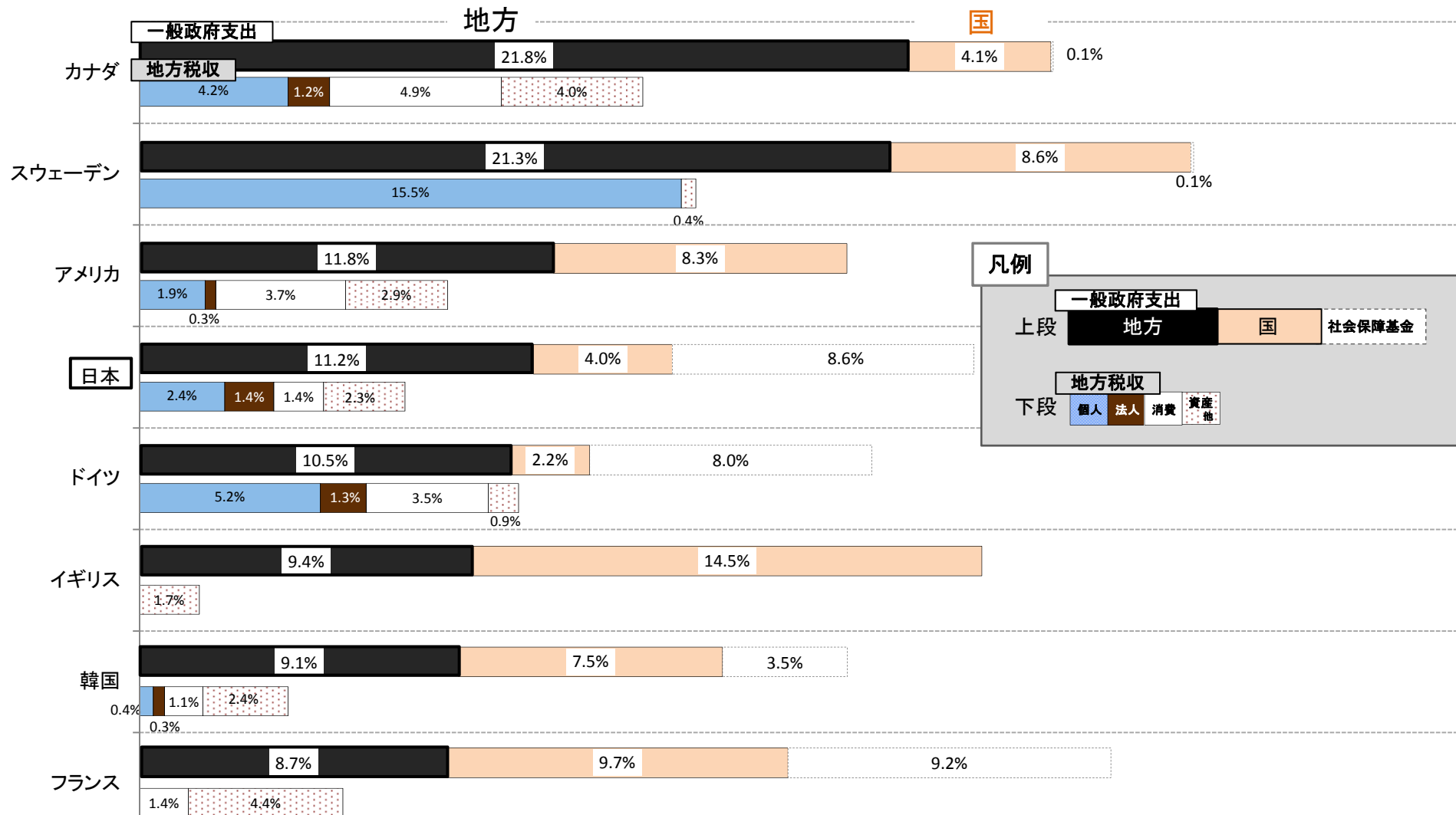


- (注) 1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)及び地方法人税を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。このほか、付加価値割及び資本割が課される。なお、法人住民税及び事業税の税率については、各地方公共団体が条例によって一定の制約のもと、独自の税率を定めることが可能。東京都の場合、26年度以降は35.64%。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
5. フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率39.3% (2012年の全ドイツ平均値) に基づいた場合の計数を表示している。
7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
- 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか、資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較（2011年）

- 一般政府支出のうち地方分のGDP比が高い国では、地方税収のGDP比も高い。
- 地方税収の多い国では、個人所得課税と法人所得課税が一定のウェイトを占めている。

一般政府支出のうち地方分のGDPが高い順



- (注) 1 OECD統計による2011年の数値である。ただし、統計上日本は年度の数値であり、日本以外は暦年の数値である。
 2 各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 3 一般政府支出は「最終消費支出 (final consumption expenditure)」と「公的資本形成 (gross capital formation)」の合計である。
 4 スウェーデンの勤労所得税 (国) は、一定以上の所得への課税であり、中・低所得者への税額控除を含めると税収はマイナスとなる。

国・地方の一般政府支出(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較

未定稿

地方の一般政府支出(GDP比)が大きい国では、わが国と同水準以上の地方法人所得課税が行われている例が多い。

(単位: %)

		日本	ドイツ	カナダ	アメリカ	韓国	フランス	英国
一般政府支出 (GDP比) 2011年	国	4. 0	2. 2	4. 1	8. 3	7. 5	9. 7	14. 5
	地方 (州を含む)	11. 2	10. 5	21. 8	11. 8	9. 1	8. 7	9. 4
実効税率 2013年	国	26. 2	15. 8	15. 0	32. 8	22. 0	34. 4	23. 0
	地方 (州を含む)	10. 8	14. 4	11. 3	6. 3	2. 2	—	—

(出典)

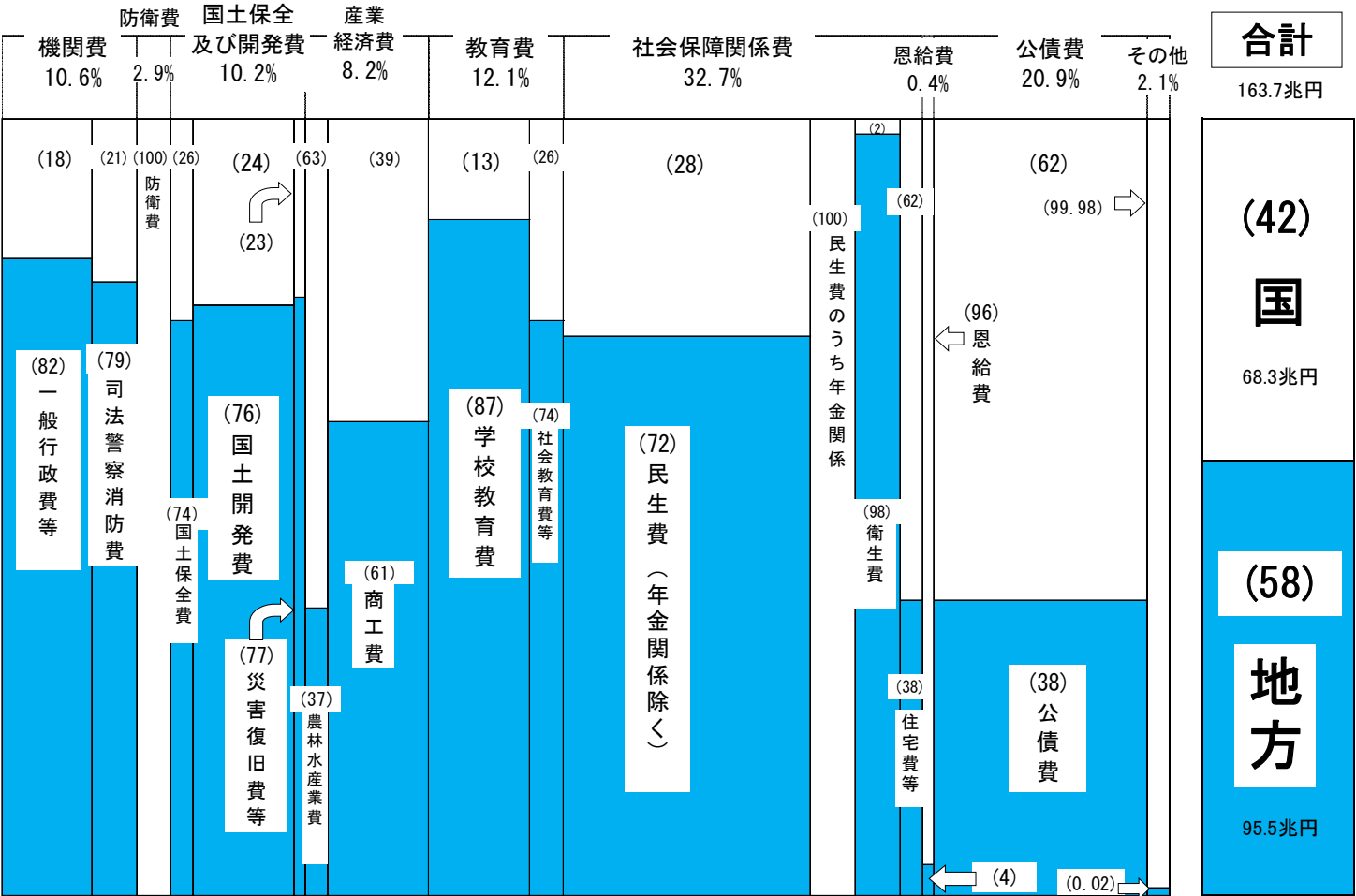
- ・一般政府支出: 国民経済計算確報及びOECDデータ(National Accounts)に基づき作成、
- ・実効税率: OECD Tax Database C. Corporate and capital income taxes Basic (non-targeted) corporate income tax rates

- (注) 1. 一般政府支出割合の基となる数値は、2011年(度)の各国の中央政府及び地方政府の最終消費支出及び公的資本形成の合計値。
 2. 実効税率はいずれも標準税率により、付加税を含め、また所得控除の対象となる地方税を考慮し算出。
 3. 累進課税制度を採用する国にあつては、最高税率により実効税率を算出。
 4. 日本の国の実効税率は、法人税25.5%に復興特別法人税の税率10%分を加えて算出。
 5. 米国の地方の実効税率は、各州の法人所得課税の最高税率の加重平均したもの。

地方団体が果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成24年度決算）＜歳出決算・最終支出ベース＞



(注) ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合。計数は精査中であり、異動する場合がある。

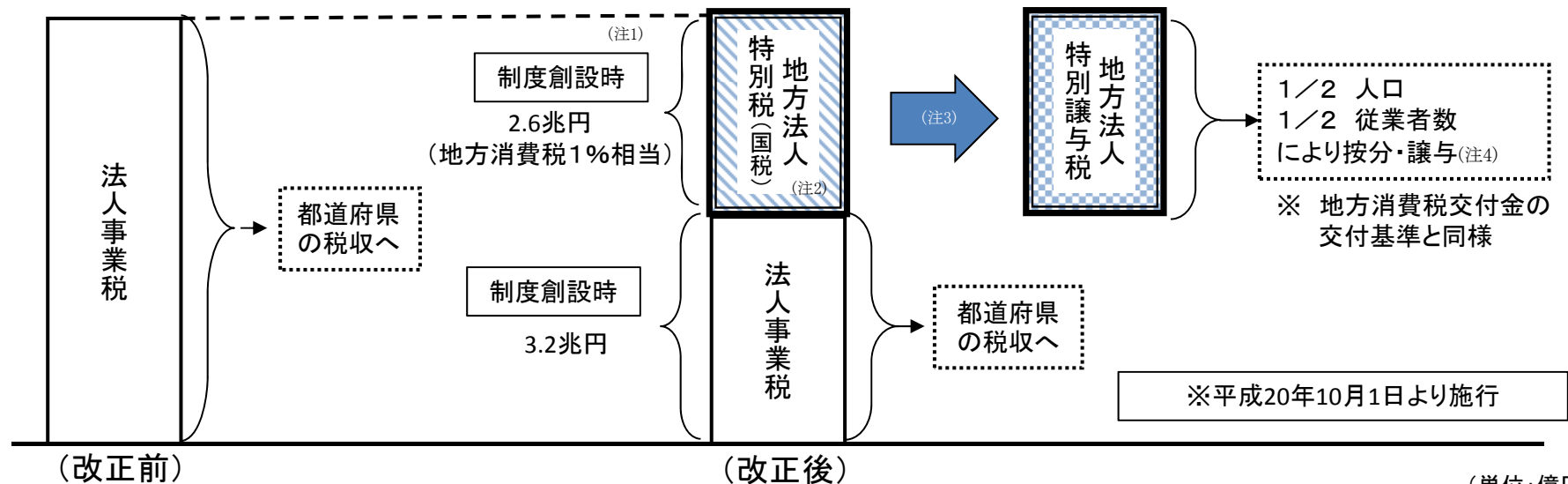
○ 国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	高速自動車道 国道 一級河川	大学 私学助成(大学)	社会保険 医師等免許 医薬品許可 免許	防衛 外交 通貨
都道府県	国道(国管理以外) 都道府県道 一級河川(国管理以外) 二級河川 港湾 公営住宅 市街化区域、調整区域決定	高等学校・特別支援学校 小・中学校教員の給与・人事 私学助成(幼～高) 公立大学(特定の県)	生活保護(町村の区域) 児童福祉 保健所	警察 職業訓練
市町村	都市計画等(用途地域、都市施設) 市町村道 準用河川 港湾 公営住宅 下水道	小・中学校 幼稚園	生活保護(市の区域) 児童福祉 国民健康保険 介護保険 上水道 ごみ・し尿処理 保健所(特定の市)	戸籍 住民基本台帳 消防

地方法人特別税・譲与税創設の考え方

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として創設

(平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)



(単位: 億円)

	制度創設時の想定	H24実績	H25実績 (見込)	H26地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,511	26,485	25,347
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	16,709	19,803	21,829
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,611	▲2,529	▲2,384
東京都	▲3,197	▲974	▲1,906	▲1,728
愛知県	▲414	▲189	▲275	▲253
大阪府	▲265	▲214	▲221	▲247

税源の偏在是正の観点から、
制度創設時において、地方消費税1%分に
相当する法人事業税を、地方消費税交付金
の交付基準と同じ基準で譲与することとし
たもの

法人事業税・地方法人特別税

 : 外形課税部分

[26年度改正前]

[26年度改正後(現行)]

【外形対象法人】

2.2兆円

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人 特別税 0.9兆円
資本割 0.2兆円		

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
資本割 0.2兆円		

【中小法人等】

1.4兆円

事業税 所得割 0.8兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
---------------------	----------------------

事業税 所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.4兆円
---------------------	----------------------

【収入金額
課税法人】

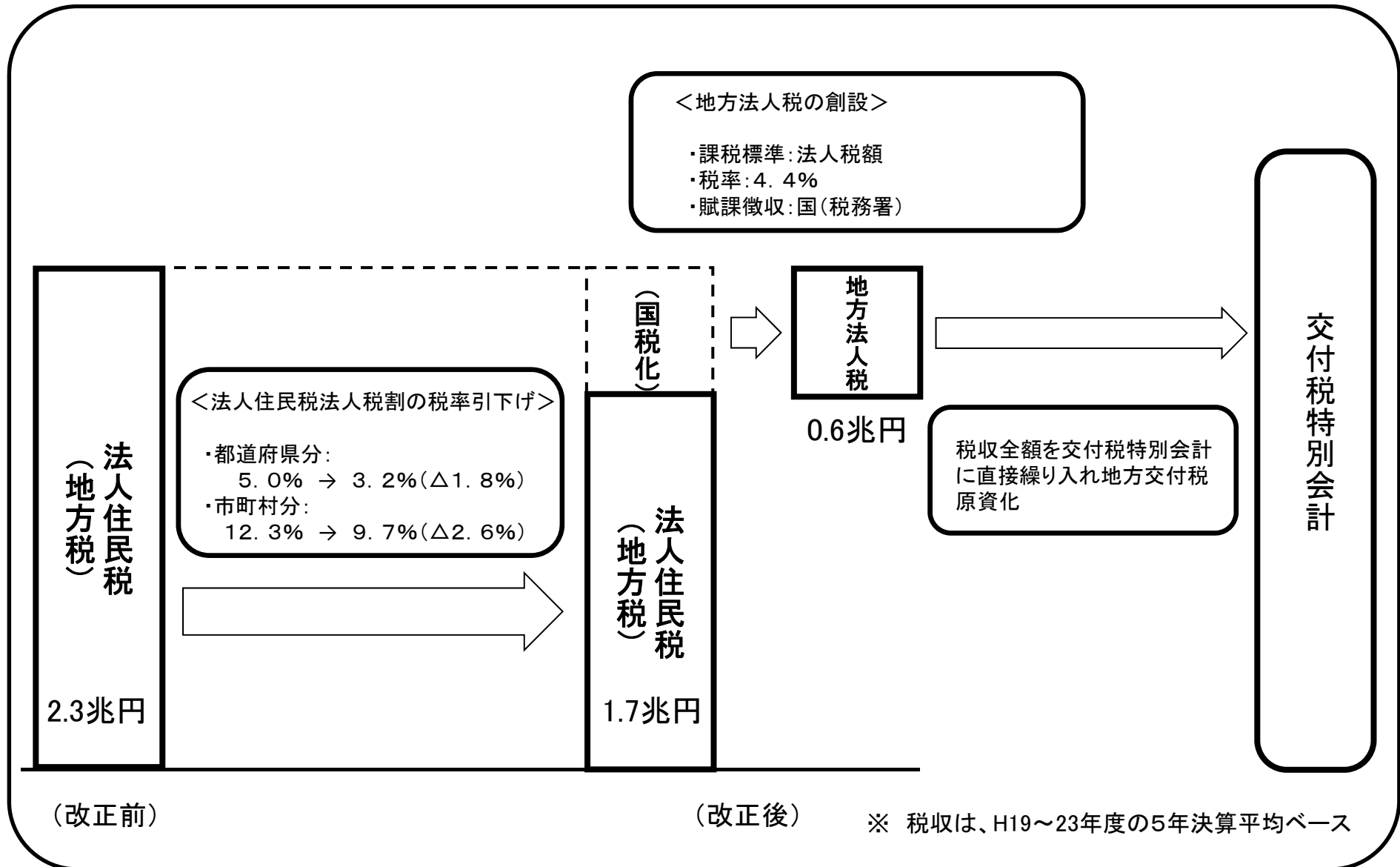
0.3兆円

事業税 収入割 0.2兆円	地方法人 特別税 0.1兆円
---------------------	----------------------

事業税 収入割 0.23兆円	地方法人 特別税 0.07兆円
----------------------	-----------------------

※ 税収は平成24年度決算ベース

法人住民税の一部交付税原資化



法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移

【外形対象法人】

(単位: 億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割(特別税含む) ①	24,735	26,536	24,517	13,636	13,563	14,674	15,850	21,163
所得割の割合 ①/④	76.5%	77.8%	76.7%	73.5%	65.0%	69.4%	71.5%	76.2%
付加価値割 ②	5,129	5,249	5,144	3,114	4,685	4,219	4,128	4,290
資本割 ③	2,466	2,316	2,292	1,811	2,603	2,252	2,181	2,304
事業税額計 ①+②+③ ④	32,330	34,101	31,953	18,560	20,851	21,145	22,159	27,757
外形標準課税の導入がなかった 場合の税収試算 ①×4/3 ⑤	32,980	35,381	32,690	18,181	18,084	19,565	21,133	28,217
④と⑤の差	▲ 650	▲ 1,280	▲ 736	379	2,767	1,580	1,026	▲ 460

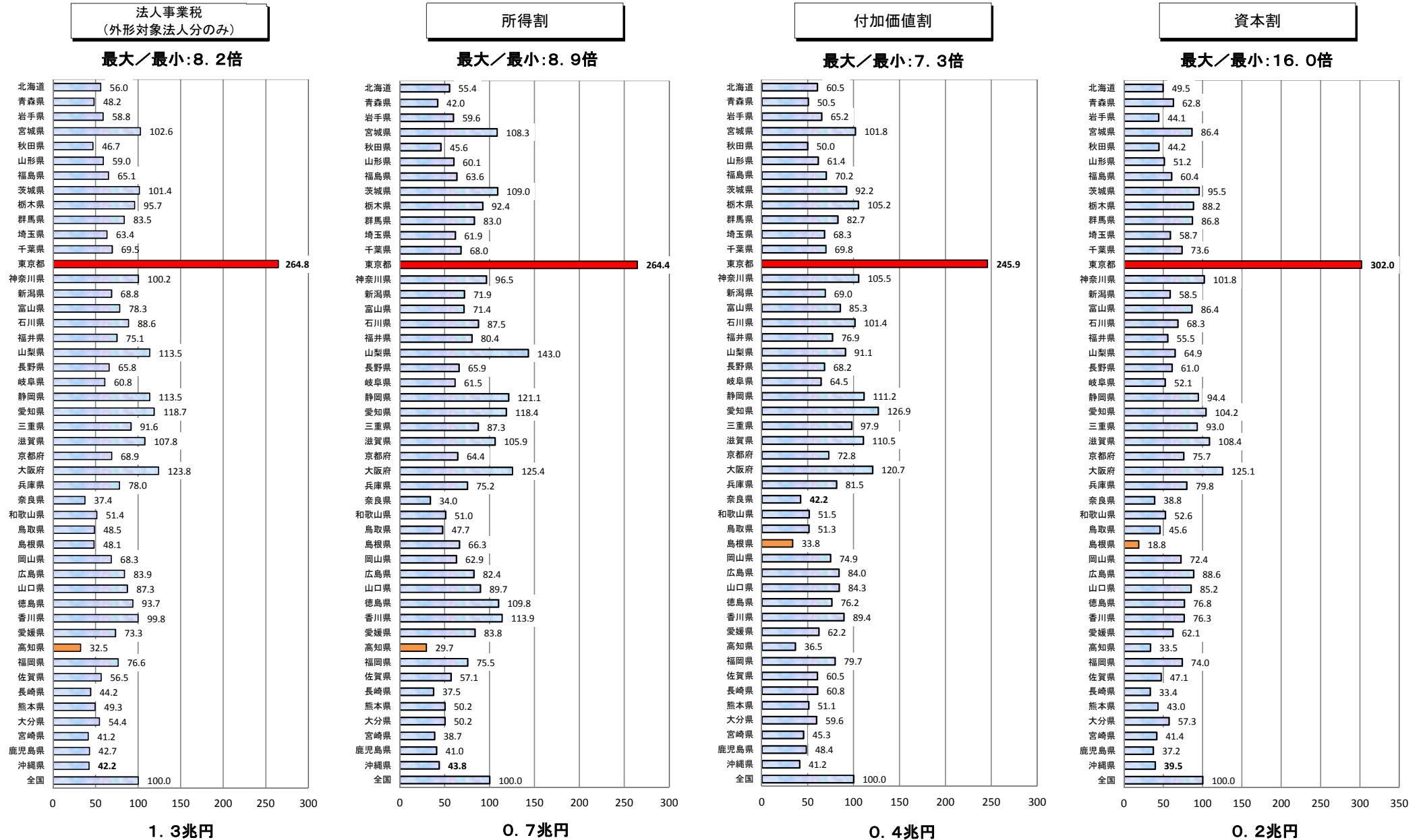
【外形対象外法人】

(単位: 億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割 (特別税含む)	16,706	17,288	15,257	11,021	11,969	12,625	13,616	16,656

※ 平成26年度は地方財政計画ベース、その他は、決算額であり、超過課税分を含まない。

法人事業税(外形対象法人)における人口一人当たりの調定額の指数(平成24年度)



※上段の「最大／最小」は、各都府県ごとの人口1人当たり調定額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は法人事業税及び各割ごとの調定額の総額である。
 (注1) 上記数値は平成24年度課税状況調に基づく法人事業税(外形対象法人のみ)に係る調定額であり、超過課税分を含むものである。

付加価値額の各生産要素に対する中立性



付加価値額は、各生産要素の選択に関して中立的

報酬給与額を増減しても、税額は一定。

(具体例)

黒字法人の場合



赤字法人の場合



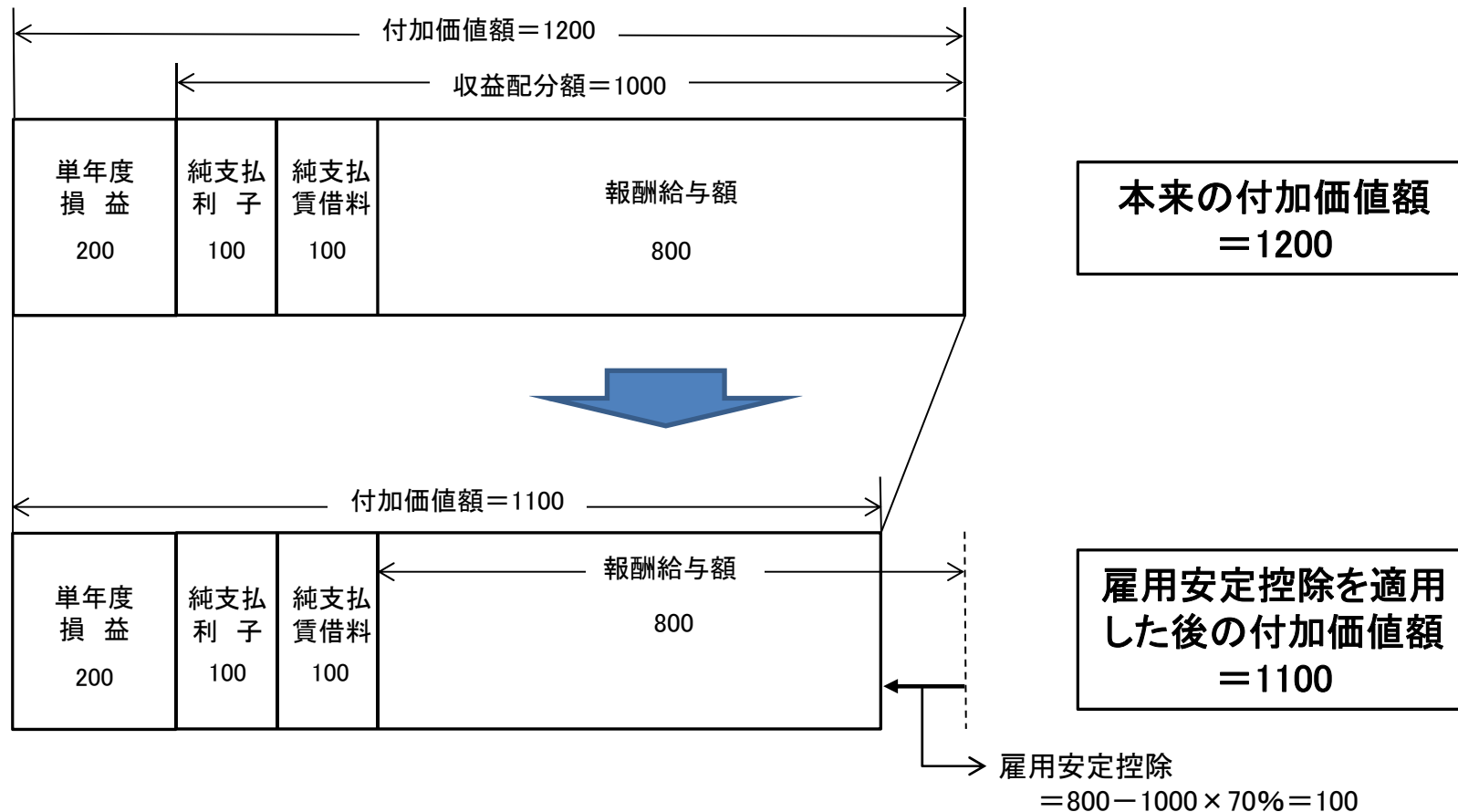
➡ いずれの場合においても、報酬給与額の増減は、単年度損益の増減で相殺され、付加価値額は1200、800のまま。

雇用安定控除について

$$\text{雇用安定控除額} = \text{「報酬給与額」} - \text{「収益配分額」} \times 70\%$$

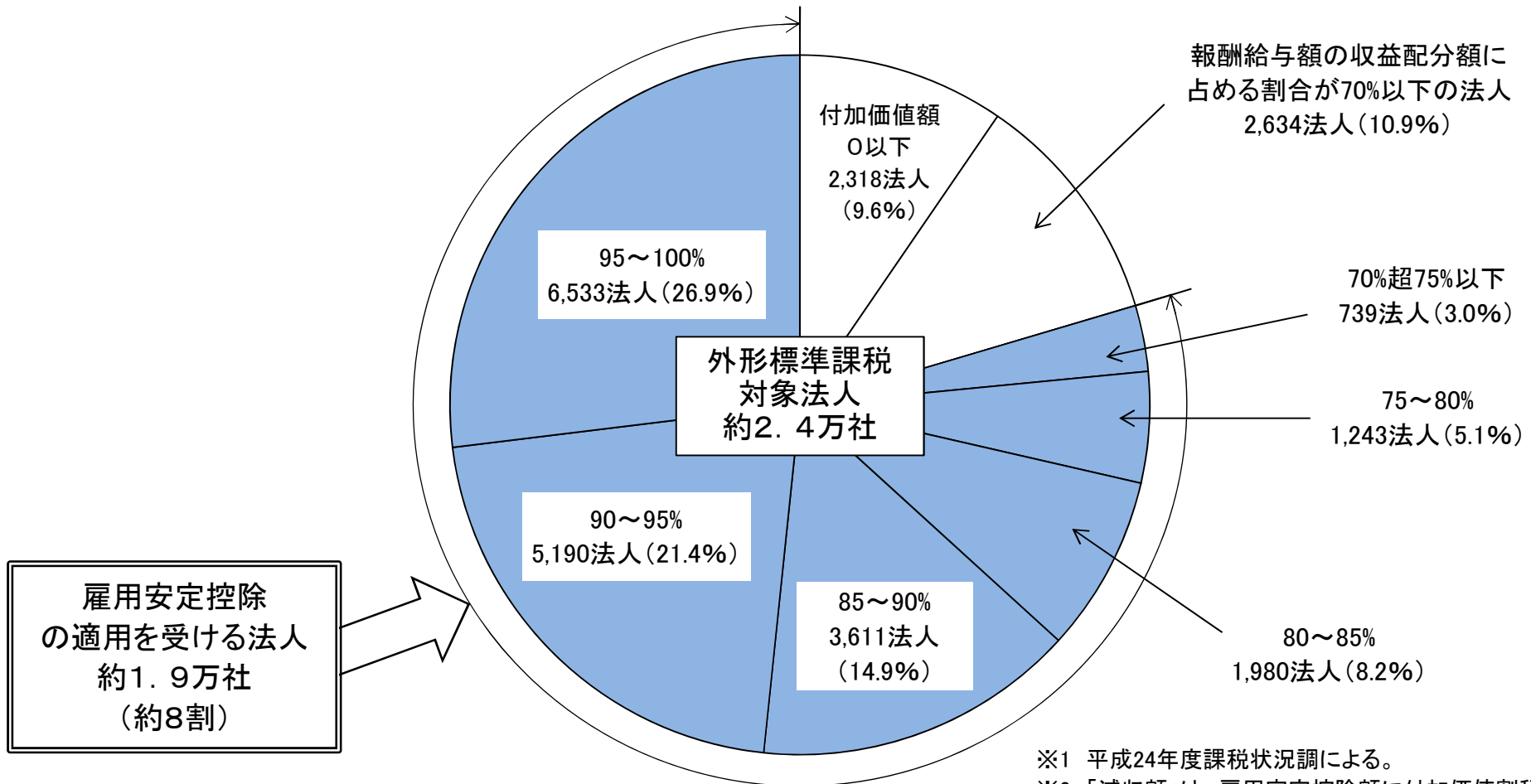
「報酬給与額」が「収益配分額」の70%を超える場合、「付加価値額」から雇用安定控除額を控除する。

(具体例)



雇用安定控除の適用状況について

- 約8割の法人において雇用安定控除の適用により税負担が軽減されている。
- 雇用安定控除による減収額は約727億円 ※ 付加価値割税収額 4,128億円



※1 平成24年度課税状況調による。

※2 「減収額」は、雇用安定控除額に付加価値割税率 (0.48%) を乗じた額

法人事業税資本割の概要

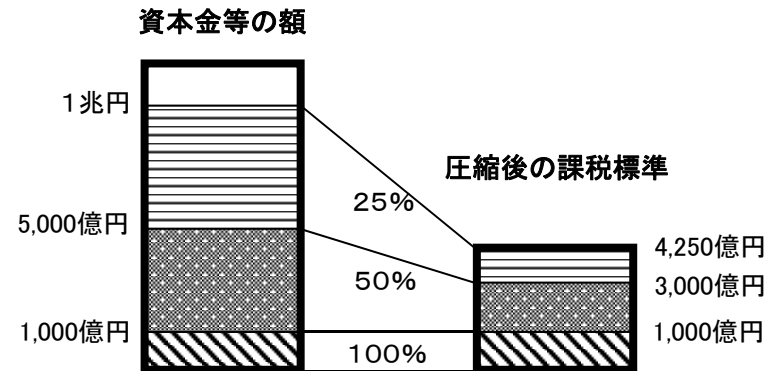
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.2\%$$

資本金等の額

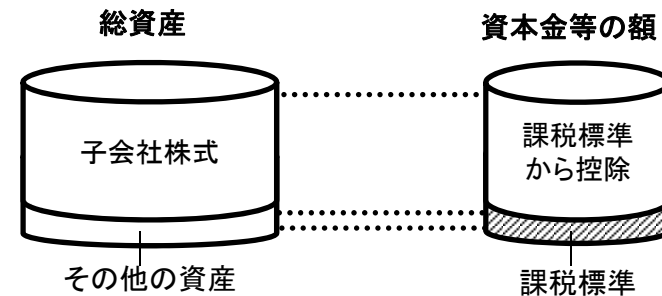
=

法人税法に規定する資本金等の額
又は連結個別資本金等の額

- ※1 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。
1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



- ※2 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



- ※3 無償減資等の額を控除し、無償増資等の額を加算。

政府税制調査会法人課税小委員会報告（抄）
（平成8年11月）

第1章 基本的考え方

三 地方の法人課税のあり方

4. 法人事業税の外形標準課税

- ① 従来から、事業税については、外形標準課税の問題が議論されてきた。事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。
- ② この問題は、現行事業税の創設以来長年にわたり議論されてきた経緯もあるので、今回、これまでの議論を整理するとともに、幅広く検討を行った。

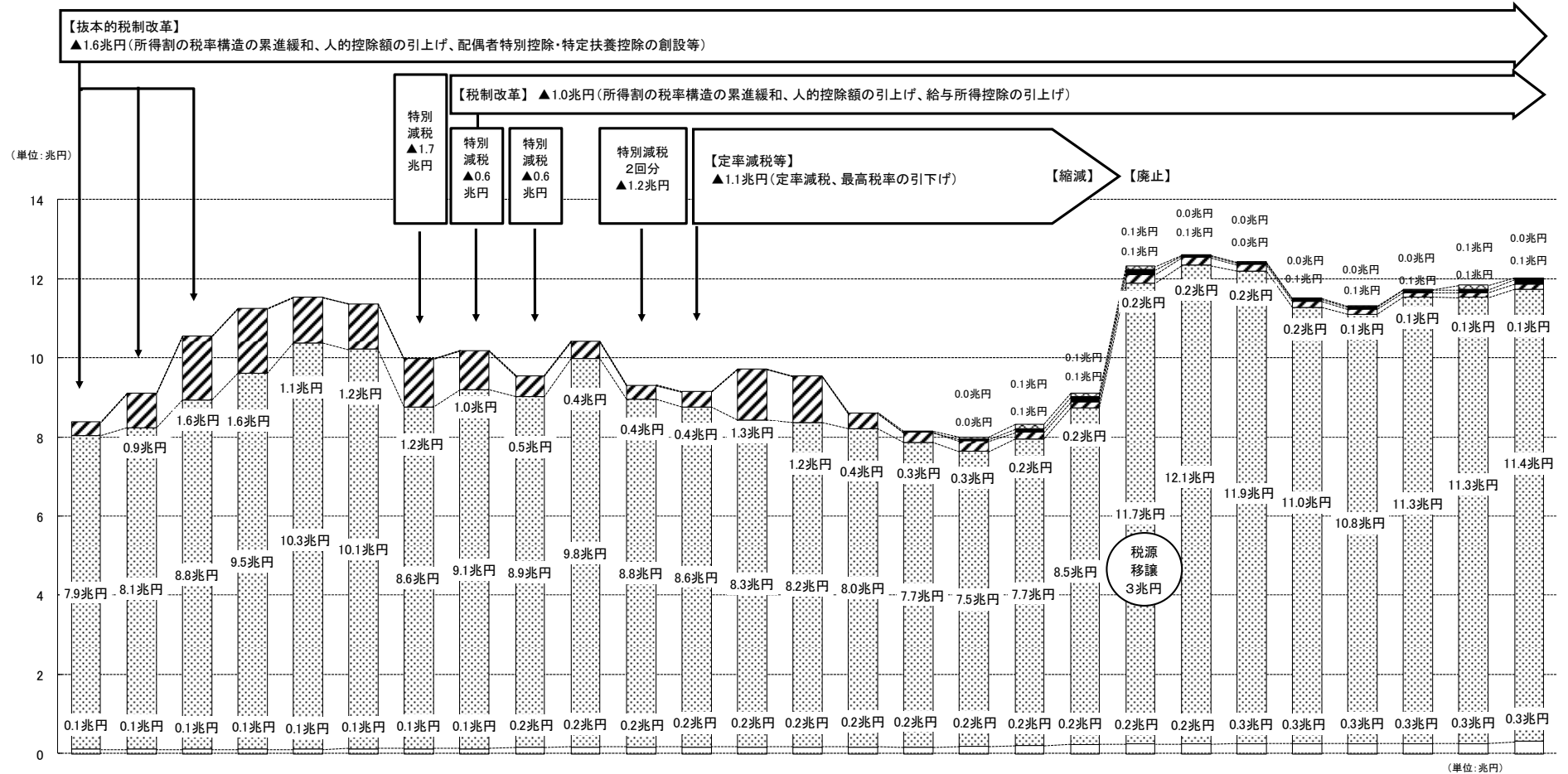
地方消費税の導入によって事業税に外形標準課税を導入する問題の現実的な解決になるのではないかとの指摘があるが、両者は税の性格や課税ベース、税収の帰属地が異なっていること等から、理論的には別の問題であると考えられる。

いずれにしても、外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、第2章において後述するように、なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。

個人住民税収の推移

- 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。

□ 均等割 □ 所得割 □ 利子割 ■ 配当割 □ 株式等譲渡所得割



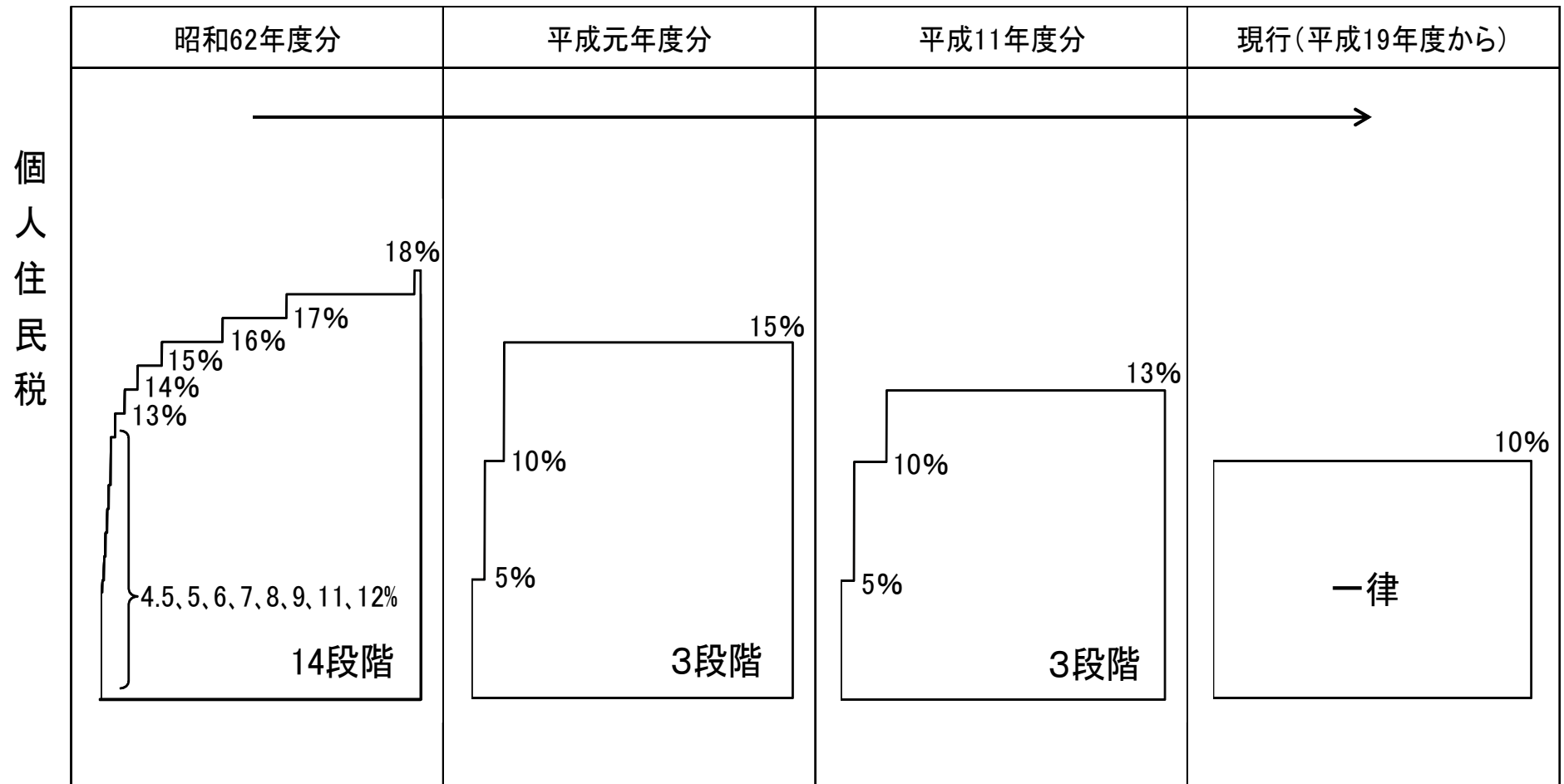
年度	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	(1988)	(1989)	(1990)	(1991)	(1992)	(1993)	(1994)	(1995)	(1996)	(1997)	(1998)	(1999)	(2000)	(2001)	(2002)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)
全体	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.6	8.1	8.0	8.3	9.1	12.3	12.6	12.4	11.5	11.3	11.7	11.8	12.0

（注）平成24年度までは決算額、25年度は決算見込額、26年度は地方財政計画による。

個人住民税の税率の推移（イメージ図）

※個人住民税所得割

- 昭和62年当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。



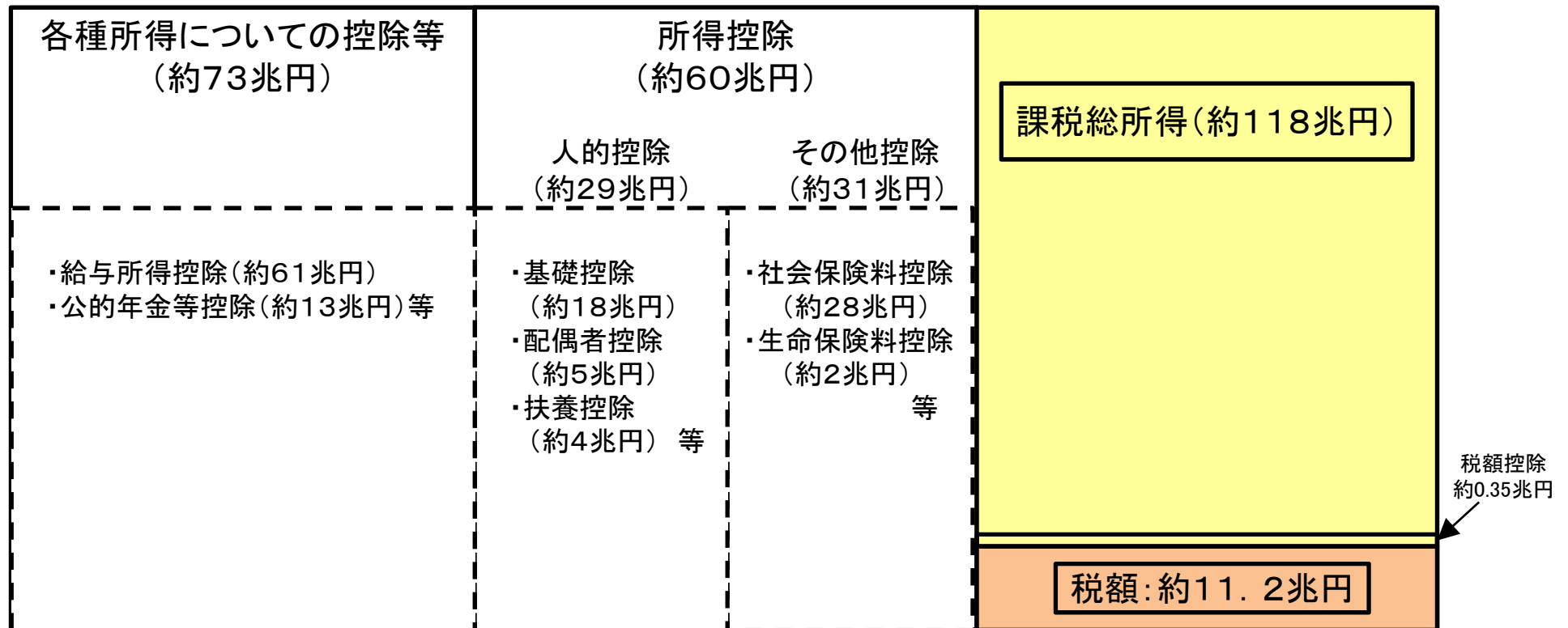
個人住民税の課税ベースのイメージ

※個人住民税所得割

課税対象となる収入約249兆円

(給与収入(約205兆円)、年金収入(約25兆円)、その他収入(所得ベースで約18兆円)等)

所得金額(約178兆円)



<出典> 平成25年度市町村税課税状況等の調。(注)四捨五入の関係で計数の合計等が一致しない場合がある。配偶者控除に配偶者特別控除を含む。

税制抜本改革法（略）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

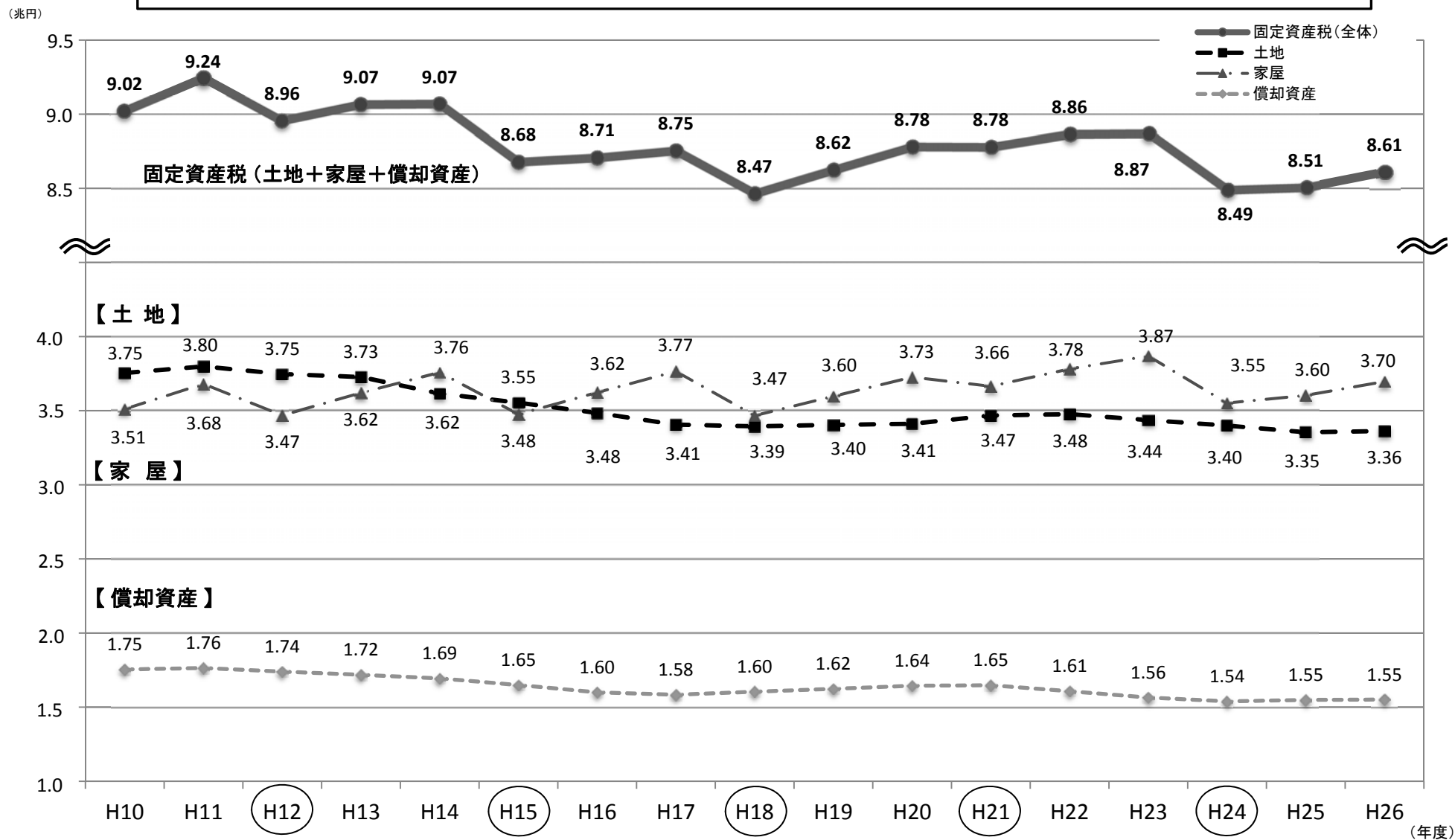
（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

- 一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえ、次に定めるとおり検討すること。
 - ハ （低所得者に配慮する観点から、） 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。
- 二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。
 - ニ 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
 - (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
 - (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
 - (3) （略）

固定資産税収の動向

○ 固定資産税は、市町村にとって安定した非常に重要な基幹税源。

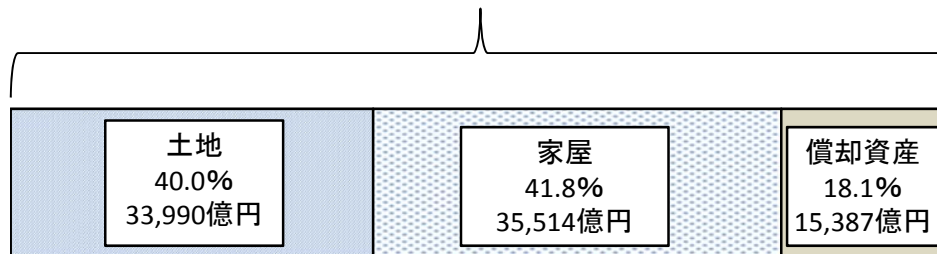


(注) 1 平成24年度までは決算額、平成25年度及び平成26年度は地方財政計画ベースの収入見込額である。
 2 丸がついた年度は、評価替え年度である。
 3 大規模償却資産に係る道府県分は含まれていない。

固定資産税に関する地方団体からの要望等

- 固定資産税収は、約8.5兆円（市町村税収全体の4割超）であり、市町村にとって安定した非常に重要な基幹税源。
- 地方団体からは、国の経済対策等の観点から償却資産課税の削減を行うべきではなく、地方団体の貴重な財源となっていること等を踏まえ、現行制度を堅持してほしい旨の要望が数多く出されている。

固定資産税 84,890億円



※平成24年度「地方財政状況調査」(総務省)における決算額による。

区 分	固 定 資 産 税
1. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者
2. 課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え（直近では平成24年度に実施。次回は平成27年度に予定） ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法（旧定率法）により償却
3. 税 率	標準税率 1.4%

地方団体からの償却資産課税の堅持に関する要望（抜粋）

地方六団体「平成26年度予算概算要求等について」(抄)(平成25年10月)

- 固定資産税は、市町村の税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の削減を行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案」(抄)(平成25年10月)

- 償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。

全国市長会「都市税財源の充実強化に関する決議」(抄)(平成25年11月)

- 償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

全国町村会「平成26年度税制改正に関する要望」(抄)(平成25年11月)

- 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

資産税制の国際比較(償却資産関係)

未定稿

- そもそも、日本の償却資産課税は、戦後、シャープ勧告に基づき、アメリカに倣って導入したもの。
- 今も、アメリカでは一般的。そのほか、カナダ、イギリス、香港、韓国など各国でも、償却資産課税は行われている。
 - 全OECD加盟国のGDP総額の約6割(2011年)を占めるアメリカ・日本・イギリス・カナダ・韓国において実施。
 - 日系企業が進出しているアメリカの州のほとんどにおいて、機械設備に対する償却資産課税を実施。※1

	アメリカ ※2	カナダ ※3	イギリス ※2	香港 ※2, 4	韓国 ※2	フィリピン ※2
名 称	財産税 Property Tax	財産税 Property Tax	ビジネス・レイト Business Rate (通称: ノン・レジデンシャル Non Domestic Rate)	レイト General Rates	財産税	固定資産税 Real Property Tax
課 税 団 体	州、郡、市町村、 学区、特別区 ※5	州、広域自治体、 地方自治体	国 (市町村等へ交付)	香港政府 (地方政府)	市、郡、区	県、市町村
課 税 対 象 資 産	全50州1特別区 ○土地・家屋 (45州1特別区) ○ 公益事業資産 ※8(39州) ○ 機械設備 (38州) ○ 有形動産 (38州) ○ 通信関連資産 (37州) ○在庫・棚卸資産(12州) ※6	全10州2準州 ○土地・家屋 (全10州2準州) ○ 公益事業資産 ※8 (5州1準州) ○ 機械設備 (3州1準州) ○ 通信関連資産 (7州1準州) ※7	○事業用不動産 (土地、建物と一体 をなす 構築物、 機械設備 を含む。)	○土地・家屋 ○ 機械設備	○土地 ○建物 ○ 貯蔵施設、 ドック施設、 エネルギー 供給施設等 ○船舶 ○ 航空機	○土地・家屋 ○ 機械設備
納 税 義 務 者	所有者	所有者	使用者	所有者 又は占有者	所有者	所有者

※1 日本貿易振興機構(ジェトロ)「米国・カナダ進出日系企業実態調査(2013年度)」による在米アンケート回答企業(製造業661社)の立地州別内訳及び下記※6に基づく。

※2 各国の税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「財産税(償却資産)に係る海外実態調査」(平成19年度にCLAIRを通じて実施)及び「租税に係る海外実態調査」(平成23年度及び平成24年度にCLAIRを通じて実施)に基づく。

※3 カナダの税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「カナダの地方団体の概要」(CLAIR REPORT第227号、2002年)及び「各国の資産評価対訳シリーズ 第4集 カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)」(財)資産評価システム研究センター、2001年)に基づく。

※4 香港に係る税制の内容については、「香港レイトの仕組みと考え方」(石田和之、資産評価情報No.179、2010.11)に基づく。

※5 「アメリカの地方財産税について」(前田高志、オイコノミカ第41巻第3・4号、2005年)に基づく。

※6 「State and Provincial Property Tax Policies and Administrative Practices(PTAPP):Compilation and Report」(IAAO、2010年)に基づく。

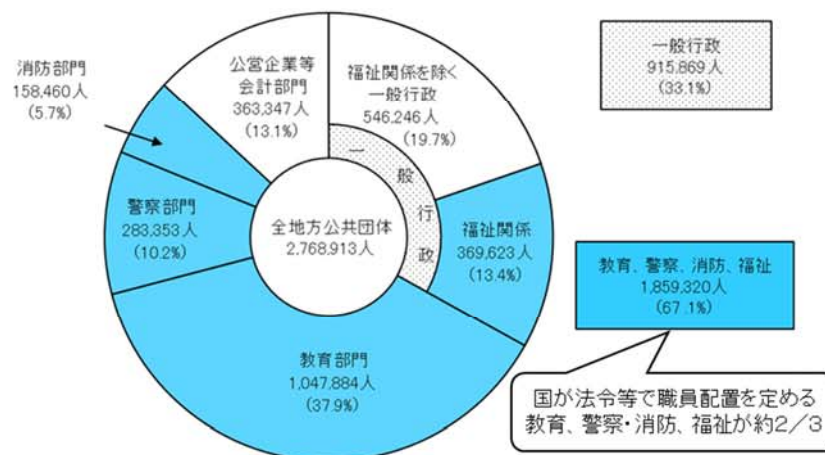
※7 「PROPERTY TAX POLICIES and ADMINISTRATIVE PRACTICES IN CANADA and the UNITED STATES」(IAAO、2000年)に基づく。

※8 州によって異なるが、主なものとして鉄道、電力、ガス等がある。

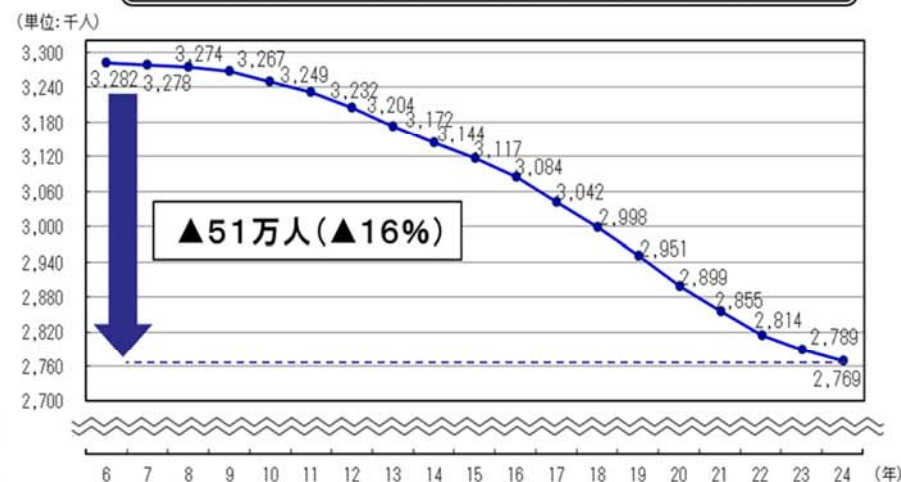
地方公務員数の状況

- 総職員数は、276万8,913人となっており、平成6年をピークとして平成7年から18年連続で減少。〔対平成6年比で約▲51万人(▲16%)〕

全地方公共団体の職員数(平成24年4月1日現在)



地方公共団体の総職員数の推移

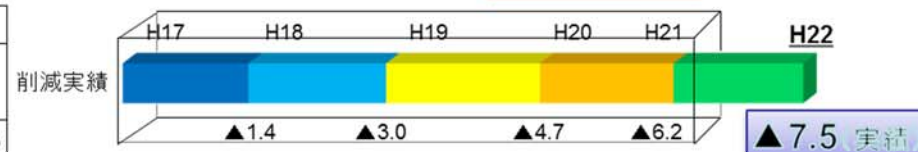


集中改革プラン(平成17年～平成22年の5年間)における定員管理の取組結果

(単位:人、%)

区 分	実 績		目 標
	H17～H22 増減数	H17～H22 増減率	H17～H22 増減率
都道府県	▲84,524	▲5.3	▲4.5
一般行政部門等	▲55,798	▲14.8	▲12.2
指定都市	▲28,896	▲10.6	▲9.4
市区町村	▲114,827	▲9.9	▲8.6
合 計	▲228,247	▲7.5	▲6.4

H17.4.1～H22.4.1の5年間で、▲7.5%の削減



H17.4.1～H22.4.1の5年間の削減目標

各地方公共団体が定めた目標の平均 ▲6.4%

国の閣議決定で要請した目標 ▲5.7%

※国の同期間における削減実績 ▲5.3 (実績)

市町村合併の効果

平成の大合併において、市町村数は、約半分(46%減)となっているが、これに伴って、市町村の特別職は、激減している。

区 分	平成11年		平成20年	減少率 平成11年→平成20年		平成22年	減少率 平成11年→平成22年
市町村数	3,229		1,788	▲44.6		1,727	▲46.5
首長	3,229		1,788	▲44.6		1,727	▲46.5
副市町村長(助役)	3,528		2,084	▲40.9		1,994	▲43.5
収入役	3,138		183	▲94.2		7	▲99.8
三役計	9,895		4,055	▲59.0		3,728	▲62.3
議会議員	58,626		34,259	▲41.6		32,267	▲45.0
選挙管理委員	12,917		7,155	▲44.6		6,884	▲46.7
教育委員	15,849		8,788	▲44.6		6,955	▲56.1
監査委員	6,757		3,914	▲42.1		3,793	▲43.9
農業委員	60,400		37,124	▲38.5		35,440	▲41.3
固定資産評価審査委員	10,432		6,160	▲41.0		6,042	▲42.1

※1 各数値は4月1日現在の数値であり、特別区分は含まれない。

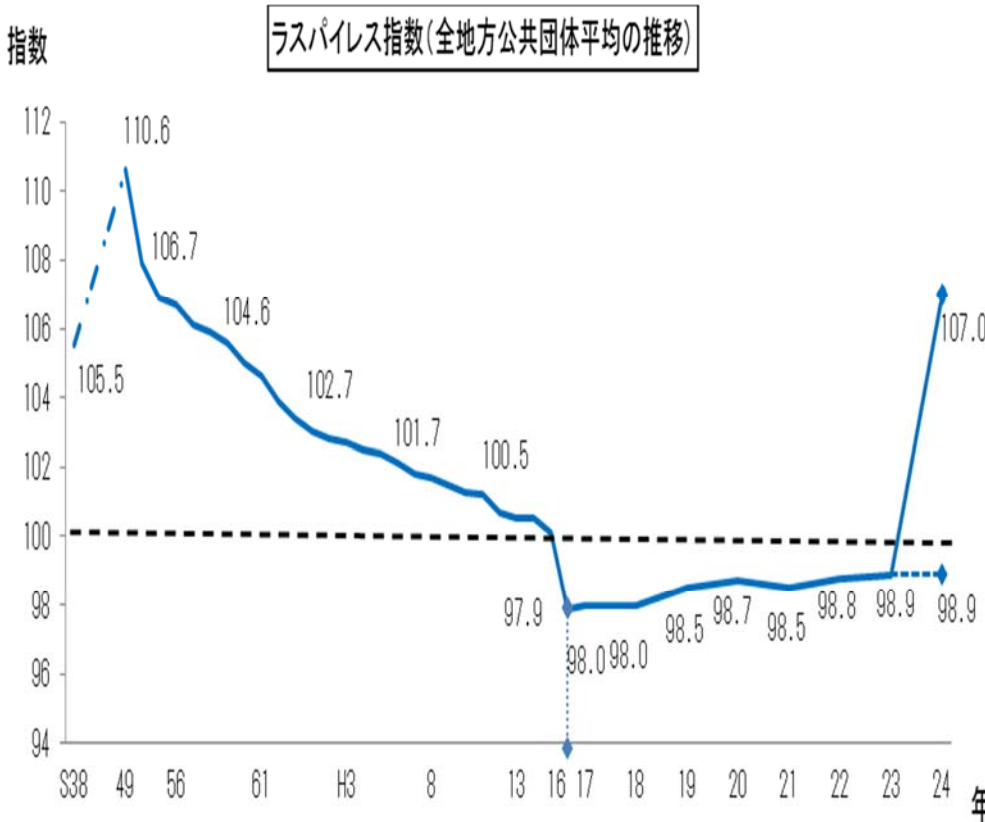
2 特別職は地方公務員給与実態調査に基づく定数である。

3 議会議員は各年12月31日現在の状況(特別区を除く)であり、欠員を除く実数である(総務省選挙部調査により)。

地方公務員給与の状況

ラスパイレス指数(全団体平均)は、107.0(参考値98.9)※となった。全地方公共団体の過半数の団体(966団体/1,789団体、54.0%)が、独自に給料や手当の削減措置を実施し、年額約1,500億円を削減(15年間(平成10年度から24年度)の削減影響額は、約2兆1千億円。)

※「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。



○都道府県・指定都市における一般行政職の給料(本給)削減の状況

平成24年4月1日現在

削減率の区分	団体数	給料(本給)削減を実施している団体(削減率)	
8%~	8	北海道(9~4%) 岐阜県(11~3%) 大阪府(14~3%) 千葉市(9~0.5%)	群馬県(8~2%) 三重県(15~3%) 岡山県(10~7%) 大阪市(14~3%)
5%~8%未満	9	青森県(5~3%) 茨城県(5~3%) 滋賀県(7~1%) 山口県(6~5%) 鹿児島県(6~2%)	福島県(5%) 栃木県(5%) 兵庫県(7~2.5%) 徳島県(5~1%)
3%~5%未満	4	富山県(3~2%) 愛知県(3%)	山梨県(4~3%) 奈良県(3~0.5%)
2%~3%未満	4	京都府(2%) 香川県(2.5~0.5%)	和歌山県(2%) 名古屋市(2~1%)
2%未満	1	愛媛県(1~0.5%)	

※一部実施団体を含む